

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた労働安全衛生法に基づく健康診断の実施等に係る対応について

今般の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、労働安全衛生法に基づく健康診断の実施及び安全委員会等の各種委員会の開催については、下記のとおり取り扱うこととなりますので、貴団体会員事業場等への周知について御協力方よろしくお願い申し上げます。

なお、「新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け・労働者の方向け）」につきましては、以下の厚生労働省ホームページに掲載されておりますので、併せて周知に御活用をお願いします。（随時、内容が更新されますので、御留意ください。）

【厚生労働省 HP の掲載先】

（企業の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

（労働者の方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00018.html

（※上記ページは、厚労省 HP の「新型コロナウイルス感染症について」のページからリンクを貼っています。）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

記

1 事業場における健康診断の実施に係る対応について

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づく健康診断のうち、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第43条に基づく雇入時の健康診断、第44条に基づく定期健康診断、第45条に基づく特定業務従事者の健康診断等労働安全衛生法第66条第1項を根拠とする健康診断の実施について、新型コロナウイルス感染症の状況により、

- ① 雇入時の健康診断について、その実施が延期された結果、当該健康診断が雇入れの直前又は直後に行われていない場合
- ② 定期健康診断について、その実施が延期された結果、当該健康診断が1年以内ごとに1回、定期に行われていない場合
- ③ 特定業務従事者の健康診断について、その実施が延期された結果、当該健康診断が配置替えの際及び6月以内ごとに1回、定期に行われていない場合については、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、令和2年5月末までの

間、実施時期を延期して差し支えないこととする。

なお、この対応は、労働安全衛生法第 66 条第 1 項に基づく健康診断の実施に限るものであり、それ以外の健康診断については、一定の有害業務に従事する労働者を対象として、がんその他の重度の健康障害の早期発見等を目的として行うものであるため、その実施に係る対応については、従前のおりとする。

2 安全委員会等の開催に係る対応について

労働安全衛生法第 17 条に基づく安全委員会等の開催に当たっては、開催方法、委員会の開催頻度等について、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、令和 2 年 5 月末までの間、弾力的な運用を図ることとして差し支えないこととする。